平成２３年（フ）第３３３号
神奈川県横須賀市佐原４丁目５番５号
ニュー英101
債務者　奥山　　節
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１７１号
山口県光市大字小周防1451番地
債務者　田中　絵美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１７２号
山口県光市光井８丁目３番１号
債務者　松﨑　友夏
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１７３号
山口県周南市大字大向324番地
債務者　長廣　信彦
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９７号
富山県高岡市下麻生464番地
破産者　有限会社プラスワン
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６５８号
福岡市南区向新町１丁目８番23号
破産者　吉永タイル工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５６０号
福岡市東区唐原４丁目13―15、商業登記簿上の本店所在地福岡市東区香椎照葉３丁目２番１号シーマークビル２階
破産者　株式会社ＴＥＡＭＧＩＦＴＥＤ
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６２６号
札幌市西区西町南４丁目１番15号
破産者　システムジャパン株式会社
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４７号
栃木県宇都宮市川田町1015番地５
破産者　有限会社宮一印刷
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４８号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目５番地　市営住宅10号棟45
破産者　大桶　　務
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１０号
栃木県佐野市越名町339番地１　三関方、開始決定時の住所栃木県佐野市久保町94番地８
破産者　押山　浩之
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６４号
栃木県宇都宮市大曽２丁目５番８号、前住所栃木県那須烏山市旭２丁目11番39号
破産者　小林　誠一
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６５号
栃木県宇都宮市大曽２丁目５番８号、前住所栃木県那須烏山市旭２丁目11番39号
破産者　小林　玲子
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６６号
栃木県宇都宮市大曽２丁目５番８号、前住所栃木県那須烏山市旭２丁目11番39号
破産者　小林　龍生
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３０号
栃木県佐野市犬伏新町1334番地４、前住所栃木県佐野市富岡町1760番地　三轟の庄
破産者　福島　　徹
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４５号
栃木県日光市森友410番地８
破産者　石下　幸二
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１７号
山梨県山梨市歌田37番地
破産者　勝沼陸送株式会社
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
三重県津市木造町1750番地
破産者　株式会社東和リサーチ
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３３号
兵庫県姫路市的形町的形1768番地の61
破産者　有限会社キムラデンキ
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２２号
岡山市北区七日市西町３番43号
破産者　小林　正和
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部